

シンポジウム「こうして私の17年半は奪われた」の開催

裁判員裁判対策本部 委員 赤木俊之

1 懇親会の後、カラオケ好きの菅家利和さんをカラオケに誘った（千葉刑務所のカラオケ大会で準優勝しただけあって、めっちゃうまい。ちなみにレパートリーは、ほぼ橋幸夫だけである）。

その席で、菅家さんは「あんな若い娘を殺すなんて許せない。真犯人が見つかったら、真っ先に会いに行きます。絶対に許せない」としみじみと語られた。この言葉が忘れられない。

えん罪は、犯人とされた人の一生に取り返しのつかない不幸をもたらすだけでなく、事件の真相を闇にし、結果として真犯人を取り逃すことで、被害者に対し、また、社会に対し、さらなる不幸をもたらす。

2 1990年（平成2年）5月に、栃木県足利市のパチンコ店駐車場で、当時4歳の女の子が行方不明になり、翌日、渡良瀬川河川敷で遺体で発見された。これが、足利事件である。

その後の経過は以下のとおりである。

内偵捜査を経て、翌年12月に菅家さんが警察に「任意」同行され、「自白」を経て、逮捕・勾留された。菅家さんは、他に2件の殺人についても「自白」した。

DNA鑑定結果が決定的な証拠となり、1993年（平成5年）に宇都宮地裁で無期懲役判決が出され、控訴審は、菅家さんが犯人ではないことを示す数々の証拠が存在し、また、菅家さんの自白にも様々な疑

問点が存在しているにもかかわらず、DNA鑑定に問題はないとして控訴を棄却した。上告後、弁護人により、菅家さんの毛髪の私的鑑定がなされたが、その結果は、当初、科学捜査研究所が鑑定した菅家さんのDNAの型は間違っているというものであった。しかし、最高裁は、菅家さんの髪の毛のDNAを再度鑑定してほしいという請求を退け、最終的に2000年（平成12年）に刑が確定し、菅家さんは、千葉刑務所に収容された。

2002年（平成14年）12月に再審請求がなされたが、宇都宮地裁は、DNAの再鑑定をしないまま、再審請求を棄却する決定を出した。結局、東京高裁が即時抗告審でDNAの再鑑定を認め、菅家さんが犯人ではないことが明らかになった。

そして、再審開始決定を待たず、東京高等検察庁は刑の執行を停止し、菅家さんは釈放された。

真犯人は、まだ、見つかっていない。

3 2009年（平成21年）9月24日、和歌山県民文化会館で、足利事件のえん罪被害者である菅家利和さん、足利事件の弁護団の佐藤博史弁護士及び日弁連取調べ可視化実現本部副本部長の小坂井久弁護士をお招きし、シンポジウム「こうして私の17年半は奪われた」を開催した。

シンポジウム開催を思い立ったのは、日弁連の市民集会で電話出演された菅家さん

の声を聞いたときだった。裁判員裁判が始まったこの時期に、和歌山に菅家さんをお招きしなければならないと思い、早速、月山純典会長にシンポジウムを開催したいとメールをしたところ、会務で山形におられた会長から、「是非やってみよう」というお言葉をいただき、企画に入った。

裁判員裁判の始まりにあわせたように、志布志事件、氷見事件、そして足利事件とえん罪事件が世間の関心を集めている。えん罪発生の原因が、密室での取調べによる自白強要にあることは明らかである。その弊害を防ぐためには、是非とも、取調べ全過程の録画（取調べの可視化）が実現されなければならない。自白の任意性を巡る水掛け論をなくすためにも、取調べの可視化が必要である。

何よりも、えん罪被害があってはならない。「犯罪を犯していない人が自白をすることなんてありえない」。一般に信じられ

ているこの図式は事実ではない。単なる思いこみにすぎないのである。菅家さんの存在がそのことを物語っている。このような不幸を二度と繰り返してはいけない。

シンポジウムは3部構成とし、第1部は、菅家さんへのインタビューと足利弁護団の佐藤弁護士による報告、第2部は「裁判員と可視化」と題する小坂井弁護士による講演、第3部は「虚偽自白を防ぐために」と題したパネルディスカッションとした。

4 菅家さんは、刑事に対する恐怖から、虚偽の自白に陥ったという体験を赤裸々に語られた。

任意同行の際に暴行を受けたこと、友人の結婚式に行かなければならないと訴えたのに全く取り合ってもらえなかったこと、「証拠は挙がっているんだ」と刑事に言われ自白を迫られたこと、ポリグラフ検査にかけられ、「ウソをついているのはわかっている」と言われたこと、死体遺棄現場の実況見分において、菅家さんが警察官に「このあたりに死体を捨てました」と申し出たところ、「そんな所じゃないだろう」と言われ訂正させられるなど誤導もあったこと、裁判においても、傍聴席に刑事がいて、また怒られるんじゃないかと恐れる余り、本当のことを言えなかったことなど……。

そして菅家さんは虚偽の自白をなくしえん罪をなくすためには、取調べの可視化が必要であると力強く訴えられた。

あとで佐藤弁護士に聞いたところ、「犯人でない人は、簡単に自白するんです。絶対に自分は無罪であると信じているから、しゃべっても、結局は、無罪が証明されると信じているからです」と言っておられた

シンポジウム

こうして私の17年半は奪われた

～足利事件・菅家利和さんをお招きして～

日時 平成21年9月24日(木)
18:00開場 18:30開演

場所 和歌山県民文化会館小ホール
(和歌山市小松原通り一丁目1番地)

入場無料

内容

- 【第1部】 足利事件弁護団佐藤博史さんによる報告と菅家利和さんへのインタビュー
- 【第2部】 裁判員と可視化
小坂井久さん(日本弁護士連合会取調べ可視化実現本部)による講演
- 【第3部】 虚偽自白を防ぐために
パネルディスカッション

パネラー
菅家利和さん
佐藤博史さん
(足利事件弁護団)

コーディネーター
赤木健之
(和歌山弁護士会)

小坂井久さん
小坂井久さん
菅本未紀さん
(毎日新聞和歌山版編集)

菅家利和さん

主催:和歌山弁護士会 和歌山市四番丁5番地 TEL.073-422-4580

が、菅家さんがまさにその典型であり、「こんなことを言ったら犯人にされてしまうと思わなかったですか」という質問に対し、「そんなことは思わなかった」と答えておられた。

佐藤弁護士は、DNA鑑定に惑わされた事件であると足利事件を紹介されるとともに、密室取調べの恐怖・弊害を話された。さらに、第一審を担当した私選弁護人は、菅家さんに対し、「3件の殺人事件のうち、1件くらいはやっているだろう」と言って菅家さんを絶望させたこと、当初選任されていた二審の国選弁護人も、控訴趣意書提出期限が迫っているのに、まだ接見にも行っていなかったことも話された。

足利事件というえん罪事件が発生したことについては、決して警察、検察官、そして裁判所だけを責めるわけにはいかない。実際に担当した弁護人も、そして全国の弁護士も、我が身を振り返って考えていかなければならない。

小坂井弁護士は、講演において、取調べの可視化の必要性を話され、現在行なわれている取調べの一部の録音・録画について、「結局、否認が自白に転じた場面がブラックボックスの中にある以上、このような一部録音・録画では、自白が任意になされたか否かを判断することはできない」と話された。

パネルディスカッションにおいては、市民の方の代表者として加わっていただいた

朝日新聞記者の森本未紀さんは、法廷で一部録音・録画の取調べを傍聴した実際の体験をもとに、「一部の録音・録画によっては、自白が任意になされたか否かは分からない」と話され、全員が、取調べの可視化を是非とも実現させなければならないという意見で一致した。



5 広報期間が約1か月と短かったにもかかわらず、会場には約200名が集まった。裁判員裁判が始まった時期に、取調べの可視化の必要が実感された集会であった。

6 過去に参議院で取調べの可視化法案を可決させ、そして、取調べの可視化をマニフェストに掲げていた民主党が政権を取ったにもかかわらず、中井国家公安委員長は、「取調べの可視化の実現は、おとり捜査や司法取引などの導入と同時でなければいけない」と主張し、取調べの可視化の実現が遠のいている。

このような時期だからこそ、市民から取調べの可視化実現に向けて大きな声を上げていかなければならない。